

Title	ブリューニング内閣と職員層： 初期ブリューニング内閣に於ける失業保険政策とドイツ国家商店員連盟
Sub Title	Kabinett Bruning und Angestellte
Author	大嶽, 卓弘(Ohdake, Takahiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.2 (1987. 9) ,p.133(301)- 158(326)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Das im März 1930 als Minderheitsregierung gebildete Kabinett von Heinrich Brüning löste im Juli des gleichen Jahres den Reichstag auf und stellte sich der Neuwahl für den 14. September. Zur Verstärkung seiner politischen Basis erwartete Brüning bei der Neuwahl vor allem die Ausdehnung der von der Deutschnationalen Volkspartei abgezweigten Konservativen Volkspartei und rechnete mit grosser Unterstützung seitens der Handlungsgehilfen, d. h. der Angestellten unter der Leitung des Deutschnationalen Handlungsgehilfen-Verbandes (abgekürzt DHV), einer der organisatorischen Basen der Konservativen Volkspartei. Die Leiter des DHV standen schon jahrelang mit Brüning in enger Beziehung und hatten vor der Neuwahl ihre ganze Unterstützung für die Konservative Volkspartei erklärt. Aber nicht nur die "Konservative Volkspartei", sondern Brüning's Regierungsparteien in ihrer Gesamtheit erlitten eine Niederlage. Was kann die Ursache dafür sein? Das Hauptinteresse der Handlungsgehilfen richtete sich auf die Fragen um die Arbeitslosen-Versicherung. Da sie als Angestellte insbesondere ein starkes Standesbewusstsein hatten, wollten sie deshalb auf dem Gebiet der sozialen Sicherheit ihr eigenes, bevorzugtes System errichten. Das Gesetz von 1924 hatte bereits auf dem Gebiet des Ruhegeldes und der Hinterbliebenenrenten das eigene System für die Angestellten begründet. So beanspruchte der DHV diesmal auf dem Gebiet der Arbeitslosenversicherung die Gründung von "Ersatzkassen", das eigene Versicherungssystem für die Angestellten. Eine gesetzliche Arbeitslosenversicherung als ein Versicherungsunternehmen gab es seit 1927. Aber sie erforderte 1929 wegen der ungeheuren Höhe der Staatsverschuldung irgendeine Reform. Hier wollte der DHV durch das Notopfer der vor der Arbeitslosigkeit gesicherten Leute, d. h. der Beamten, die Verluste der Arbeitslosenversicherung abdecken und gleichzeitig die Ersatzkassen verwirklichen. Das Hermann-Müller-Kabinett war wegen der im Kabinett entstandenen gegensätzlichen Meinungen über die Arbeitslosenversicherung gestürzt. Das nächste Kabinett, das von Brüning, konnte den Ansprüchen des DHV gegenüber auch keine klare Lösung finden. Auch das Gesetz vom 28. April und die Verordnung</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870900-0133">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870900-0133</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ブリュニンク内閣と職員層

——初期ブリュニンク内閣に於ける失業保険政策とドイツ国家商店員連盟——

大 嶽 卓 弘

一九三〇年九月一四日の総選挙は、ワイマール共和国の歴史にとつてもブリュニンク内閣にとつても、非常に重要な影響を与えた。これ以後、国会内第二党となつたナチスは台頭した共産党と共に議会的諸制度の解体を推し進め、ブリュニンク内閣は社会民主党的の「寛容」なしには統治を続けられぬ政府となつてしまつた。政府の性格も、大統領権力に一層依存した権威主義的なものになつた。こうした情勢をもたらすことになつた選挙の分析は、本稿の目的ではない。ここではいくつかの事実を指摘するに留めよう。即ち、発足当初のブリュニンク内閣は与党が議会で過半数を持たない少数派内閣であつた。それゆゑ法案を成立させる為には、左右いずれであれ与党以外に政府支持政党を確保する必要があつた。そうした対象になりうる政党のうち、左の社会民主

党も、右のフリーゲンベルク率る国家人民党も共に可能な選択肢ではなかつた。両者共それぞれの理由で、ヒンデンブルク大統領による忌避が強かつたからである。<sup>(1)</sup> こうした状況下でブリュニンクは、遠からず総選挙を行なつて議会内多数派を確保する必要があつた。そしてその際彼が議席の拡大を一番願つたのが、国家人民党から分離した新たな保守派グループ、民族保守派(Die Volkser-Konservativen)なのであつた。彼らの成長こそ、政府基盤の右への拡大を欲すると同時にフリーゲンベルクを忌避する大統領の意向にも沿い、政府を不人気な緊急命令から解放したのである。

しかし結果は、ナチスの大勝を裏返すかのような民族保守派の壊滅的敗北であつた。選挙前の七月二四日に保守民族党(Konservative Volkspartei)を結成した国会

議員多数のうち<sup>(2)</sup>、再び国会の議席に戻ることができたのはわずか四名に過ぎなかった。

もともと保守民族党は大別すれば二集団に分けられる。一九二九年末に国家人民党を脱したトレヴィラヌス(G. R. Treviranus)、ランバハ(W. Lambach)らを中心とする人々と、一九三〇年七月に同党から離れたヴェスタルプ(K. Graf v. Westarp)らのグループがそれである<sup>(3)</sup>。そして、政党としての保守民族党に組織として支持を与えていたのは唯一、前者の人々と密接なつながりを持っていた保守系職員(Angestellte)組合、ドイツ国家商店員連盟(Deutschnationale Handlungsgeshilfen Verband)以下D H V)であった<sup>(4)</sup>。

三〇年九月の総選挙に際しては、このD H Vが民族保守派に対して強烈な支援姿勢を採った。特にD H Vの指導部が熱心だったのであるが、一九二〇年にD H Vが基本原則として掲げた「政党支持の中立」<sup>(5)</sup>に抵触すると、一般会員が問題視したほどのこ入れのしようであった<sup>(6)</sup>。D H Vの組織そのものも、民族保守派支援の為に動員された。特に雑誌論文、パンフレット、広報その他郵便物等を通じて、保守民族党支持が訴えられた<sup>(7)</sup>。

しかしそうしたD H V上層部の極めて熱心な支援にも

拘らず、D H V一般会員の反応は冷やかであった。D H V政治委員マックス・ハーバーマンの個人的な見積りによれば、三〇年九月の総選挙に於いてD H Vの全会員中半分はナチスに投票したという<sup>(8)</sup>。従来の研究に於いても、この点はしばしば指摘されている<sup>(9)</sup>。

この現象は決してD H Vと民族保守派の個別的部分的問題ではない。一九三二年までの長い視野で見た場合、職員層に代表される新中間層を含めた中間層全体が、それまでの支持政党であった中道各党を離れてナチスへの雪崩現象を起こしているのである<sup>(10)</sup>。この大きな流れの中の一現象として、D H V三四万人の商店員職員の動向分析も、それなりの意味を持つてくると言えよう<sup>(11)</sup>。彼らは、指導部の強い働きかけに反して、ヒンデンブルクリビューニク路線に沿って中道保守勢力の結集を図った民族保守派を選ばずに、多くがナチスに流れたのであった。

彼らD H Vの商店員職員は、何故民族保守派を支持しなかったのであろうか。その際注目すべきは、当時民族保守派への選択がそのままリビューニク政府への選択を意味していたという点である。国会解散直後の七月二十五日、D H V機関誌 Deutsche Handels-Wacht に於いて

てマックス・ハーバーマンは、ヒンデンブルク大統領、ブリュニンク内閣そして民族保守派の使命を一体のもの<sup>(12)</sup>と見なす論説を発表している。そもそも民族保守派の成立そのものが、より大きな中道的・国家支持勢力結集の第一歩として、自他共に認識<sup>(13)</sup>されていた。その意味で民族保守派は、大統領権力に依存した統治を行なうブリュニンク政府の最も忠実な与党であったのであり、それゆえにこそ民族保守派を支持することはブリュニンク政府を支持することを意味したのだと言えよう。このことを裏返せば、三〇年九月の総選挙でDHVの一般会員が示した選択は、明白にブリュニンク政府を拒否したことになる。首相ブリュニンク、労相シュテーターヴァルト (A. Stegerwald)、DHV会長ベヒリー (H. Bechly)、ティヘル (O. Thiel) としてハーバーマンらは、長年キリスト教系労働組合組織ドイツ労働組合同盟 (DGB) を通じて親密な関係をつくってきており、又他方でハーバーマンやランバツハらは民族保守派と深く関わりを持っていた。三〇年一月二八日成立の民族保守連合 (Volkskonservative Vereinigung) に於いては全国執行委員会一五名中一二名までが、何らかの形でDHVと関係のある人物だったと言われている<sup>(14)</sup>。そしてそれ

らすべての状況にも拘らず、DHV会員はブリュニンク政府を拒否したのであった。

本論文では、三〇年九月総選挙に於いてDHV会員が何故ブリュニンク政府を拒否したかを追求し、中間層急進化プロセスの解明の一助となしたい。

これまでの諸研究に於いて、この問題はどのようにアプローチされてきたのであろうか。DHVに関する基礎的研究であるイリス・ハメルの労作は、三〇年九月総選挙でのDHV会員の動向を、DHVの基本原則である党派的中立性の根強さと、利益代表理念を超越した民族理念を説くナチスプロパガンダの魅力、の二点から説明している<sup>(15)</sup>。又、民族保守派研究のやはり基礎的文獻であるヨナスの著作も、民族保守派の選挙準備不十分、組織的弱体性、それゆえにDHV一般会員への浸透が図れなかったことを分析としてあげている<sup>(16)</sup>。同時代のものとしては、当時のDHV会長ベヒリーが総選挙直後、機関誌に選挙総括と展望を載せたが、そこでは単に民族保守派及び国家人民党分離諸派に対して、もともと期待が大き過ぎたのだという視点しか述べられていない<sup>(17)</sup>。DHV内部の人間の手になる「DHV六〇年史」<sup>(18)</sup>でも、このことはほとんど触れられていない。いずれにしても、分析とし

て十分なものとは思われないのである。本論文では以下の視点でこの問題にアプローチを試みたい。即ち、当時DHVの商店員職員が重視していた社会的・経済的インダレストは何だったのか。それに対してブリュニンク政府の施策はどう答えたのか、という視点である。もちろんDHV会員のナチス傾斜には、社会経済的利害だけでは計れぬイデオロギー的要素がある。むしろそうした個別的利害を超えた「国民政党」であるがゆえに、ナチスを選んだと公言する者もいた。<sup>(19)</sup>しかし従来の研究ではそうしたイデオロギー面が強く意識され、社会経済的利害からのアプローチが少なかったように思われる。ここであえて利害の側面にスポットをあてる所以が、そこにある。

## I

ブリュニンクが首相に就任して間もない一九三〇年四月一〇日、DHV機関誌 *Deutsche Handels-Wacht* はマックス・ハーバーマン政治委員の手になる巻頭論文「共和国首相ハインリヒ・ブリュニンク」を発表した。<sup>(1)</sup>それまでのハーバーマンの経歴から見ても、当然論文の基調は親ブリュニンクであった。しかしその点を考

慮に入れた上でも、就任間もない首相に対してDHV指導部が望んだことが、この論文には率直に述べられているはずである。いったいそれは何だったのであろうか。

同論文に於いてハーバーマンは、まずブリュニンクのそれまでの経歴を概観した上で社会民主党と政府の袂別を歓迎し、これからブリュニンクが果たすべき使命を述べている。「今、四五才にもならない身で中央党の頂点に立ち、ヒンデンブルクの期待を担って憲法四八条が与える非常政治大権を托された政治家は、この窮状下に於いてドイツの財政と外交の為の新しい基礎を創出すべきである。」これはまさしく、財政健全化とヤング案成立後の賠償外交というブリュニンク政府の二つの大きな使命を、明確に把握した叙述であった。しかし総論に於けるこうした指摘は、商店員組織の代表たる立場に基く個別具体的要求につながって展開されていくべきところであるが、以下の叙述にその種の要求・期待はほとんど姿を見せない。そしてそれに代わるかのように、二つのイデオロギー的要求が当面の課題として出されているに過ぎないのである。一つは政治的テロ犯に対する恩赦要求であり、もう一つはプロイセンと福音派教会とのコンコルダート締結要求であった。二つとも、確かにそれ

なりの背景を持っていたであろう。しかし、当時D H Vに組織された商店員職員には、大恐慌の経済的混乱の中で政府に訴えるべき要求が本当に他になかったのであるうか。

けっして無くはなかった。それも職員層の生活に直接関連した問題が、いくつも存在していたのである。一九二八年から翌年にかけて国家人民党内で起こったランバッハ事件——党内D H V代表ランバッハへのフーゲンベルクらによる集中攻撃——に際しての、一つの資料がある。国家人民党職員委員会はこの事件でランバッハを支持するにあたって、職員層の要求を具体化した<sup>(2)</sup>。それによれば、日曜休業の完全実施、職員保険局の自由裁量権拡大、鉱山に働く職員層の鉱山労働者保険から職員保険への移行、そして失業保険に於ける任意加入職員失業保険の実現等が強く要求されている。時期的にはややさかのぼるが、一九二六年人民党から国会議員として出ていたD H V指導者オットー・ティエルが著した「ドイツ商店員の社会政策」でも、同種の要求が列挙されている<sup>(3)</sup>。これらの具体的現実的要求の中で、当時のD H V商店員職員が特に緊急の課題と見なしていたのは、一九二九年から三〇年にかけて政治問題化していた失業保険改革

問題であった。一九三〇年に入ってからDeutsche Handels-Wacht誌だけを見ても、ほとんど毎号失業保険に関する論説が目を引く。周知のように、ヘルマン・ミュラー大連合内閣は増大する失業者数、それに伴うライヒ失業保険局(Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung)への国庫融資増大に苦しみ、政府与党間にこの問題についての対応のコンセンサスを形成できずに崩壊するのである<sup>(4)</sup>。実際商店員職員の間でも失業者数は増大しており<sup>(5)</sup>、この問題に対するD H V会員の関心は極めて高かった。ではD H V会員は、失業保険問題に対してどのような考えを持っていたのであろうか。

まず社会政策全般についての彼らの立場を確認しておきたい。ワイマール期の職員は大別して三系列の組織に統合されていたが、D H Vが属していた職員労働組合総連盟(Gesamtverband der Angestellten = 以下 GedAg)はその中で最も保守的な組織であり、D H V自身もGedAg内最右翼に位置していた<sup>(6)</sup>。それゆえ、彼らの最も基本的な観念は「身分観念」そのものであった<sup>(7)</sup>。彼らは社会を形成している重要な要素として身分というものを考えており、人間は身分に応じた生活を保証されるべきで

あると確信していた。彼らは中間層身分として、一方で社会民主党に代表される労働者層と自らをはっきりと区別し、他方で大資本やそれと結びついた黄色労働組合 (Gelben) にも強い敵意をいだいていた。そして前者の認識ゆえに彼らは、社会政策次元に於いては労働者の社会保障制度とはっきり区別される職員独自の社会保障制度確立を要求したのであった。数ある社会政策分野の中のいくつかに於いては、既にこの種の職員独自の制度が確立していた。一九一一年の立法にその起源を持つ、一九二四年成立の職員保険法 (Angestellten Versicherungsgesetz) がそれである。<sup>(8)</sup> この法律によって職員は、退職年金保険と遺族年金保険の二分野について労働者の制度とは別枠の職員独自の保険制度を保証されたのであった。こうした二元的な社会政策は同じ職員労働組合でも社会民主党系一般自由職員同盟 (Allgemeiner freier Angestelltenbund) 以下 (Afa bund) に於いて強い反対を受けたが、D H V のような保守系団体に於いては逆に強く支持されていた。職員保険法の適用を受けたのは六〇才未満の以下の職員であった。即ち、指導的地位の職員、企業官僚や工場長、事務職員、商店員及び商業徒弟、劇団員及び音楽家、教育・研究機関及び病院等の職員、

船舶に於ける船長、甲板士官、機関士官、事務長等がそれである。しかし観点を換えれば、数ある社会政策分野の中で多元的の制度が確立していたのは上記二年金保険と、疾病保険分野での職員任意疾病金庫のわずか三つに過ぎなかった。<sup>(9)</sup> 他方で今問題にしようとしている失業保険は、一九二七年七月の「労働仲介及び失業保険に関する法律」で職員、労働者共一元的の制度の下に置かれていた。<sup>(10)</sup> それゆえD H V のような保守系職員層は、失業保険分野でも職員独自の制度を欲することになるわけである。そして当然のことながら、政府が着手した失業保険改革がこの法律の改正という形をとって行なわれる以上、その影響は職員にも直接加えられるものであった。次にワイマール期の公的失業対策の変遷について、簡単に触れておきたい。

ワイマール憲法は有名な「社会権」規定を包含した世界最初の憲法であったが、その一六三条に於いて公的失業救済にも言及していた。<sup>(11)</sup> これは直ちに行政化され、早くも一九一八年一月一三日の政令によって公的失業扶助 (Erwerbslosenfürsorge) の制度が採用された。<sup>(12)</sup> この場合主として戦争に起因する失職者への生活扶助金支給が規定されたわけだが、国 1/2、州 1/3、地方自治体 1/6

という経費分担比に始まり、しだいに分担比、給付内容を変化させながらもしばらくは制度として機能した。

最初の大きな変化は一九二三年に訪れる。消極的抵抗を中止したシュトレーゼマン内閣は、大インフレーション収束のために徹底的な財政緊縮とデフレ政策を採用した。この大方針のもとで失業扶助も財政整理の対象となり、扶助金経費は労使双方から折半で拠出する資金をもつてその上のをあて、残りを地方自治体が支払うという政令が発せられたのが一九二三年十月一三日である。<sup>(13)</sup> 尚この方法で赤字が出た場合には、国と州が折半で補填することになっていた。しかしこの変革は、国家事業としての失業扶助を労使拠出金に基く保険事業へと変質させる先駆けとなった。

この方向性が制度的に完成するのが、一九二七年七月に成立した労働仲介及び失業保険に関する法律である。<sup>(14)</sup> この法律は失業扶助を完全な保険事業に脱皮させた。これによって最高で所得の三%が保険掛金として徴収され、七〇万人までの失業者を想定した保険給付体制が整えられた。原則は保険事業であったから、これに要する費用は掛金収入でまかなわれることとされた。そして万一それで赤字が出た場合には、国が融資することとされた。

しかしこのシステムが安定的に運営された期間は、極めて短かった。早くも翌一九二八年中葉、アメリカでの株式ブームがドイツでの資本の引き上げをもたらすと、大量の失業者が発生し始めた。これは一九二九年の大恐慌で一層の増大を見ることになる。ともあれ、失業保険局の収支は大幅な赤字に転じた。政府は一九二八年一月、季節的失業者に対する給付短縮を図り、収支改善に努めたが抜本的効果をあげるには程遠く、<sup>(15)</sup> 一九二九年三月には失業保険局の赤字に対する国庫融資の額が三億RMに達するに至った。<sup>(16)</sup> 政府は二九年十月の同法改正でも抜本的なものを行なえず、<sup>(17)</sup> 結局与党内社会民主党と人民党の厳しい対立によって、政府自身が崩壊するわけである。

このような背景のもとで、以下具体的に一九三〇年初頭以降職員層と失業保険問題がどう関わってきたかを追ってみたい。

## II

一九三〇年二月八日の閣議に、ヘルマン・ミュラー大連合内閣蔵相モルデンハウアーが提示した一九三〇年度予算案は、職員にとって極めて重要な内容を含んでい



た。失業保険問題が単に自己の掛金支払いと給付という問題を越えて、別の意味で職員層の利害と直接関わりを持つのはこの時からである。即ちモルデンハウアー提案によれば、失業保険法第一六三条の規定にも拘らず失業保険局赤字補填の国庫負担増加分は一九三〇年度予算から除外され、職員保険及びラント保険公社(Landesversicherungsstelle)からの貸付けによってまかなわれることとされたのである。<sup>(1)</sup>当時一部勢力を中心に唱えられた社会保険の危険共同体(Gefahrenengemeinschaft)論によれば、社会保険は各々独立したのではなく全体として一つの運命を担うべきであり、それゆえ比較的財政状況の良い社会保険が赤字の社会保険に資金融資するのは当然のことと主張された。<sup>(2)</sup>この主張の主な担い手は保険制度の一元化を求める社会民主党であり、この場合に於いては職員保険の積立金を失業保険赤字補填に回すことを直接意図していた。Afa bund は技術系職員を中心とした社会民主党系職員労働組合であったが、一九二九年二月、Afa bund 会長は国が職員保険の資金を使用することに反対しないと言明している。<sup>(3)</sup>そして一九三〇年初頭の段階では、この論にくみする勢力が増えつつあった。この考え方こそ、国家財政の悪化を防ぎながら失業保険

の実質を維持する即効薬と見なされたからである。一九三〇年一月、フォッシッシェツァイトウンクは以下のような論陣を張っている。

「ライヒ失業保険局の懸念すべき窮状に直面して、(赤字の||筆者註)社会保険加入者がうまくいっているものと合流するという考え方が浮上しているように思われる。慢性赤字の失業保険をよそ目に、他の保険は昨年その財政能力を二六億RMから三四億RMへと上昇させた。この巨大な剰余金は、失業保険への融資に用いられるべきである。」<sup>(4)</sup>

ここでは、数ある社会保険のうちでどれが失業保険の赤字を救済すべきか、少なくとも特定されていない。しかし各社会保険の中で、当時真に余力があると見なされていたのはどれだったであろうか。

鉱山労働者保険が持っていた積立金は、極めてわずかであった。又災害保険及び疾病保険は、運営方式が一般と異なっていた上、物的資産はあっても言葉の真の意味での積立金というものを持っていなかった。廃疾保険も現在の積立金が短時日のうちに給付維持のために費消されることは明白であったから、やはり計算外と言える。<sup>(5)</sup>

結局、社会保険の危険共同体論がねらった真の目標は職

員保険の積立金だったのである。ここでモルデンハウアーの閣議提案に目を戻せば、そこでは失業保険の赤字補填に職員保険の積立金を流用することが明確にうたわれており、DHVを始めとする職員層の利益を侵す方向性をはっきり示されたと言えよう。

これに対するDHV組織の反対行動は、非常な規模をもって行なわれた。DHV出身議員の国会での行動に加えて、地方支部(Gau)レベルでも活発な反対運動が示された。<sup>(6)</sup> DHV機関誌 *Deutsche Handels-Wacht* は、二月一〇日付紙面で「危険が迫っている！ 職員積立金への攻撃」と題するゲオルク・プロスト(G. Prost)の論文を載せ、反対キャンペーンを張っている。<sup>(7)</sup> この論文では、職員保険積立金の現状が以下のように分析されている。

「確かに職員保険には積立金がある。しかしそのうちかなりの部分が、紙幣価値低下によって失なわれてしまった。……職員保険では収入よりも支出が少ない。それゆえ利益金や利子収入がある。しかしこれに対しては、法的な義務が課せられている。そしてこの義務を満たすためには、今迄積立ってきたこの資金をいくらかでも危険に陥れようという考えなどあり得ない。それくらいさ

さいな金額なのである。<sup>(8)</sup>

DHVに代表されるGedAg系職員組織は、このように職員保険の独立を守る立場を採った。民主党系の職員労働組合である職員労働組合同盟(Gewerkschaftsbund der Angestellten = GdA)以下も、同様の立場であった。<sup>(9)</sup> これに対してAFA bundのみが、積立金流用を支持した。GedAg・GdAとAFA bundの対立点はこれだけではなかった。後者は、既に職員の独自性が確立していた職員保険についても、これを廃疾保険に統合するよう要求するという形で揺さぶりをかけたのであった。この要求には、社会民主党も全面的にバックアップした。<sup>(10)</sup>

ともあれ社会民主党勢力と保守系職員層の対立は、職員保険積立金をめぐっての綱引きとなった。しかし結果として、モルデンハウアーは自己の提案を断念せざるを得なくなった。DHVの側から見れば、反対行動が効を奏したのである。蔵相は直ちに次の提案を持ち出し、失業保険をめぐる闘いは次の段階に入ったのであった。

### III

職員保険積立金の流用を断念したモルデンハウアー蔵

相は、二月二七日新しい提案を持ち出した。それによれば、向う二年間失業保険赤字補填に供する国庫負担は定額支出とする、そしてそれを上回る赤字については失業保険局自身の自治的方策に委ねる、ということであった。即ち、失業保険が掛金収入と国庫融資でその経費をまかなえないきれない場合、給付削減を行なうようにしても、新しい財源を確保して給付の維持を図るにしても、国の手によってではなく保険局自身の裁量で行なうという意味である。<sup>(1)</sup> DHVはこの提案に対して好意的な反応を見せた。というのも、彼らの主張である多元的社会保障制度の考え方は、各保険当局が相互に独立して広い裁量権を持つべきであるという理念と結びついていたからである。この上に立ってはじめて、職員<sup>(2)</sup>の身分に適した特権的な保険制度が可能になるのであった。ただしDHVは、けっしてモルデンハウアー提案に全面賛成だったわけではない。蔵相は失業保険赤字補填資金調達の一策として、国が持つ国鉄優先株 (Reichsbahnvorzugsaktien) の売却を考えた。そしてこの引き受け先として職員保険があがると、DHVは強く反対したのであった。職員保険積立金運用に関して、従来の投資先を<sup>(3)</sup>変える必要はないとされたのである。

以上のような状況の中で、DHVの対抗提案と称されるものが発表された。<sup>(4)</sup> 機関誌 *Deutsche Handels-Wacht* の中で明らかにされた提案は、およそ以下の内容である。

失業保険の問題は全国民的規模の問題であり、国民各層が協力して赤字補填の努力をしなければならぬ。ところで労働者も職員も常に失業の危険に直面しているが、一つだけ失業の危険もなく生活の安定を保證されている人々がいる。それが官吏である。そもそも国家財政困難の一因は、官吏俸給の引き上げにある。<sup>(5)</sup> 蔵相は既に記者会見で、官吏俸給削減の考えがないことを明らかにしているが、それならば官吏俸給の一部を貸付金として、失業保険赤字補填にあてるといふのはいかなるものであろうか。官吏俸給総額の五%を試算しても、二億五〇〇〇万RMになる。これを貸付金として失業保険赤字補填に用いれば、当面の急場はしのげよう。抜本的改革については、二月二七日のモルデンハウアー提案を支持する。以上である。

この対抗提案は、同時期に社会民主党が打ち出した緊急犠牲 (Notopfer) 提案に一見よく似ている。しかし社会民主党案には官吏と並んで職員も対象になっており、

しかもそれは貸付けるなどではなく「犠牲」金支払いであった。社会民主党は給与の1%〜3%の緊急犠牲に上つて一億五〇〇〇万〜八〇〇〇万RMを見込み、これに掛金の4%への引き上げを加えて失業保険赤字補填が可能と考えたのであった。<sup>(6)</sup>

これと比較した時、DHVの提案は犠牲者を官吏に絞る、形式を貸付金の形に変えているだけである。そこには商店員職員のみを念頭に置いた職能エゴイズムが目立ち、他の国民各層の支持は実際ほとんどなかった。<sup>(7)</sup>

さて二月二七日の蔵相提案は、その後どうなったのであろうか。モルデンハウアーの案には、当然ながら与党内では社会民主党が強く反対した。そして人民党と社会民主党を対立の軸とする難航した交渉の末、三月五日に発表された閣議決定では、モルデンハウアー案の中核であり、DHVが強く支持した原理、失業保険の自治的裁量権大幅拡大が骨抜きにされていた。掛金引き上げは○・二五%規模に抑えられ、保険局の自治体裁量権は有名無実となった。<sup>(8)</sup>当初二億五〇〇〇万RMと算定されていた失業保険赤字補填費は一億RMにまで削りこまれ、掛金の○・二五%引き上げによる七〇〇〇万RMと工業債券銀行(Bank für Industrieobligationen)融資の三

〇〇〇万RMで調達されることになった。尚閣議決定は、この赤字補填法案と一九三〇年度予算案の二つの柱から成っていた。そして与党内両翼の社会民主党、人民党共に、この閣議決定に反対したのであった。人民党は経済危機の中で、これ以上いかなる負担を経済界に課すことにも反対した。即ち、一切の掛金引き上げに反対、<sup>(9)</sup>ぎりぎりの妥協として、一九三〇年六月までのはずであった掛金率三・五%の継続承認)、失業保険局への国庫融資定額化、失業保険の内部改革を主張した。これに対して社会民主党は、掛金率の4%への引き上げ、国庫融資定額化反対を譲らなかつた。政府は与党内両翼政党的対立によって、崩壊の危機に直面した。ここで中央党のブリュネリンクによる妥協案が登場する。<sup>(9)</sup>

中央党国会議員団長ブリュネリンクが提案した妥協案は、主として以下の内容から成り立っていた。

- ① 失業保険局運営が掛金・貯畜金で足りぬ時、国は国庫会計から定額補助を与える。
- ② 一九三〇年度国庫補助は一億五〇〇〇万RMとし、掛金率は三・五%とする。
- ③ ライヒ失業保険局の収支均衡を維持するために、保険局幹部会は執行分野での対策を考案する。又、同幹

部会は政府に法改正の案を提示する。

④ 国庫補助を加えても保険局収支が赤字化した場合、国は融資を行なわなければならないが、その際保険局運営の一層の節約を吟味し法改正に着手する。尚一億五〇〇〇万RMの補助金捻出方法については、政府所有国鉄優先株売却及びライヒスバンク所有の特定社債売却が考えられた。

DHVの、ブリュニンク妥協案に対する姿勢はやや好意的であった。それは、失業保険局の裁量権を高める方向性が盛りこまれていたことによる。彼らの基本的主張は官吏給与を原資とする融資であったが<sup>(10)</sup>。

しかし結局、ブリュニンク妥協案ですら成立しなかった。人民党と社会民主党の対立は遂に克服されることなく、ヘルマン、ミュラー大連合内閣を崩壊せしめた。そして失業保険改革は、次のブリュニンク内閣に課題として引き継がれることとなった。

次にブリュニンク内閣下での失業保険政策とDHVの立場を扱うことになるが、その前にDHVの立場を再確認しておきたい。というのも、これまでの経緯では社会民主党とDHVの相違点がはっきりとしている一方で、資本家、人民党系勢力との相違点が不鮮明だからで

ある。確かに人民党は当時、国家人民党に次いでDHVが深くコミットしていた政党であった。しかし人民党内右派を形成していた資本家翼とDHVは、正面から激しく対立していた<sup>(11)</sup>。問題を社会政策に限っても、例えばドイツ使用者団体連合 (Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände) が「社会保険の改革、ドイツ民族の運命問題」というパンフレットを出して社会政策予算の削減を主張した時も、DHVは社会政策の経済面に於ける有効性を強調して反論している<sup>(12)</sup>。この少し前に起こったランバツハ事件は、国家人民党内資本家翼が同党内労働組合翼代表であるランバツハを排撃するところから起こったのであるが、事件の渦中でフーゲンベルク側のハルツ (G. Hartz) が出した「ドイツ社会政策の誤った道と社会的自由への道」<sup>(13)</sup>の論理は人民党資本家翼のそれと共通するものであった。彼らの主張はこうであった。社会政策が持つ意味は評価するが経済の方が優先する。ワイマール共和国の財政に於いては社会政策関係予算が過大であり、それが経済に圧迫を加え、ひいては失業の遠因にもなっている。財政健全化のために財政支出や租税収入的側面でどんなに努力してみても、社会政策支出の不可予見的要素が存在する限りそれは無駄である。

これに対してD H Vは、やや水掛論になりながらも社会政策の基本的位置付けを確認し、社会政策の不可欠性を明確に主張している。彼ら商店員職員は労働者、社会民主党と一線を画しながら、資本家及びそのグループとも明らかに異なる道を歩んでいたのである。

#### IV

一九三〇年三月三〇日成立したブリュニンク内閣は、その背後にある大統領権力の支持も手伝って、ミューラー内閣が辞任に追いこまれた赤字補填・失業保険問題に対して敏速な対応を見せた。法案否決の場合の議会解散をも武器にして、政府は四月末までに赤字補填法案を含む多くの法案を可決成立させた。この中には、四月二八日に可決成立を見た失業保険に関する法律も含まれて<sup>(1)</sup>いる。その内容は、ほとんどがかつてのブリュニンク妥協案であった。掛金率は暫定的とされてきた三・五%を確定率とする。これによって失業保険局財政を安定化すると同時に、国の一般会計からライヒ失業保険局に与えられる貸付金(Darlehen)を従来の無制限義務から解放し、毎年あらかじめ決定された一定額の補助金(Zuschuss)にかえる。さし当って一九三〇年の補助額は、一

億五〇〇〇万RMとする。補助金を加えても尚保険局財政に赤字が出る場合、経営改善等の強い措置を前提にした上で国庫から貸付けが行なわれる。ライヒ失業保険局幹部会は経営改善のための原案を作成して、政府に提出する義務を負う。以上である。

D H Vは、ブリュニンクの施策をどう見たであろうか。D H V指導部とブリュニンクの親近性を考えに入ると、機関誌 Deutsche Handels-Wacht の論調は割り引いて見なければならぬが、まず目を引くのが、「貸付け」から「補助への転換」を高く評価している点である。しかし用語はどうであれ、実態に於いて失業保険事業は明らかに抑制・削減されている。この実態に目をそむけている同誌の論調には、苦しいものがある。<sup>(2)</sup>ともあれここで一層の注目に値するのは、失業保険に関するD H Vの年来の主張が再び明確な形をとって現われてきた点である。彼らは国が管理する一元的保険制度を嫌い、職員身分には職員身分にふさわしい独自のシステムの確立を主張してきた。失業保険の分野で彼らが主張したのは、職員層を対象とした任意加入の失業保険「代用金庫」(Ersatzkassen)導入である。この代用金庫要求は既に一九二七年段階から表面に現われてきていたが、<sup>(3)</sup>ここに再

び採り上げられ、D H Vの決定的要求として正面に掲げられるのである。

「D H Vは失業保険の排除、空洞化、無価値化に対して決して甘受するものではなく、その点については何らの不一致もない。しかし、その目的にかなった形態についての問題は別である。我々の見解では（失業保険の筆者註）現在のあり方、構造は適当とは言えない。我々が必要としているのは、自己に過失がない失業者が金銭的救済を求める当然の権利を、それぞれの職業の必要に応じた形にしていく可能性である。現在のようにライヒ保険局が、すべての被雇用者を強制的に把握しているシステムは、ふさわしいものではない。それを緩め、そのことによって新しい制度形態への道を創り出すのが次の使命である。」<sup>(4)</sup>

ここに明確化した代用金庫設置要求こそ、一九三〇年前半に於ける失業保険問題に関するD H Vの本質的・最優先要求であった。それゆえ、この代用金庫についてブリュニンク政府なり民族保守派なりがどう答えていったのが、総選挙でのD H V会員の動向に大きく影響していくことになるのであろう。

五月一五日、ライヒ失業保険局幹部会は、四月二八日

の法律に基いて失業保険改革案をシュテーターガーヴァルト労相に提出した。この案では、総計一五〇万人の受給者が想定され、予想されたように給付削減と掛金率の引き上げが含まれていた。<sup>(5)</sup>一五〇万人の受給者に給付を維持する為には、少なくとも三億三五〇〇万RMの支出増が見込まれた。そしてこの支出増をカバーする為に考えられた財源は、以下の通りである。即ち、掛金率〇・五％アップ（実施は七月一日以降）によって一億五〇〇〇万RM、緊急扶助規則の給料表上位五ランクの人々に対する給付削減で六五〇〇〇万RM、農村労働者に保険を義務づけることで一五〇〇〇万RM、一七才未満及び六五才以上の者に対する給付削減で二〇〇〇万RM、緊急扶助の行政管理費節約によって一〇〇〇万RM、給付期間の調整によって六〇〇万RM、等である。しかしこうした保険局自身の努力も、必要となる費用のすべてを捻出するには至らず、結局一億一四〇〇万RMは国庫補填に頼らざるを得なかった。早くも四月二八日に想定した国庫補助額では足りなくなりそうになってきていた。

D H Vは、以上のような保険局幹部会答申の直前に当る五月八日、労相に対して代用金庫実現に関する要求を提出した。<sup>(6)</sup>この要求の第一に於いてD H Vは、画一的保

険制度が長期的に見て維持不可能であると主張する。そして今この失業保険を多元化し、基本掛金と基本給付、付加掛金と付加給付というシステムを導入することの是非を検討すべきであるというのである。彼らは言う。「現在の失業保険はその社会的影響に於いて不正であり、団結・連帯概念を過度に強調して、自己管理自力救済への意志を殺している。」<sup>(7)</sup>そして現在の政策については、一方で老齢職員層の生活に鑑みて給付の削減に反対、他方で掛金支払いと給付の関係健全化を求めている。両者を共に満足させる方策は、代用金庫なのであった。

六月に入ると、失業保険の財政状況は一層悪化した。五月三十一日の段階で、ライヒ失業保険局は前年同時期比(八〇万七七五〇人)約二倍に当る一五五万九〇〇人の失業保険給付受給者を数えねばならなかった。緊急扶助対象者も、前年の二〇万三〇三一人に対して三三万八三〇〇人にのぼった。職業紹介所に殺倒した求職者は、六月初めに二六四万人に達したのであった。この数字は前年六月一日のものに比べて一〇〇万人多かつた。<sup>(8)</sup>

DHVはここで再び行動を起こした。民主党系GDAと協働して、DHV出身議員及びDHV指導部が首相及び政府に対して以下のように申し入れたのである。即

ち、職能組織の権限が、その組織のメンバーの失業扶助に迄力を行使できるよう拡大されることが立法化されないならば、職員層はすべての改革、とりわけすべての掛金引き上げに反対する、というのである。そしてここに、代用金庫の実現を含まぬいかなる改革をも拒否することが、はっきり示された。こうした議員らの行動の背後で、強い圧力を加えたのは他ならぬDHV一般会員層であった。<sup>(9)</sup>

しかしブリュネンク政府の動きは、彼らDHV会員の満足すべきものであったろうか。五月一日の保険局幹部会答申を受けて労働省は法律案を作成したが、それは以下の骨子を持つものであった。<sup>(10)</sup>

- ① 保険義務開始を満一六才とする。小規模業務に於いては保険義務を免除する。労働受諾義務を強化する。自発的失業は保険の適用外とする。
- ② 失業保険掛金率を引き上げる。
- ③ 一九三〇年度分ライヒ保険局への国庫補助額を再確定する。

この労働省案を基礎にして、討論の未成立した政府案は、以下のように具体化された。まず失業保険受給者数が一六〇万人、緊急扶助被給付者数が四〇万人、合計二



〇〇万人と見積もられた。失業保険の欠損額は五月初旬で、少なくとも四億五〇〇〇万RM、緊急扶助の為の超過必要額が一億五〇〇〇万RM、他方で一億三四〇〇万RMの収入減が見込まれた。即ち、総欠損額は七億三七〇〇万RMである。又一方で政府は労働創出計画に着手、これに一億RMの予算を計上した。かくして合計すればおよそ八億五〇〇〇万RMの金額が必要とされた。

この額を捻出する為の政府案は、次のようなものであった。まず失業保険の掛金率を三・五%から四・五%へ一%引き上げる。これによって二億二〇〇〇万RMの増収が見込まれる。次に失業保険に関する節約改革を行なうて、一億一五〇〇万RMを浮かせる。そして第三には、公的私的経済団体に於ける固定俸給生活者、独身者、監査役 (Aufsichtsräte) に対して緊急犠牲 (Notopfer) を課す。これが三億五〇〇〇万RM。そして、国鉄優先株の政府保有分の一層の売却を行なうて、一億RM。タバコ税納入期限短縮によって五〇〇〇万RMを得る。それでも不足の部分は国家財政の一層の節約によって捻出する。以上である。<sup>(11)</sup>

しかし、DHVはこうした政府の方針には反対であった。Deutsche Handels-WachtはDHV上層部とブリュ

ーニク政府との近きゆえに、その論調は抑制的であったが、DHVの本質的利害と立場を覆い隠すことはできなかった。「計画全体は非社会的なものであり、自己矛盾が内在している。もろさに満ちた財政をできる限り補強し、堅固なものにしていこうと努力している政府のやり方に、反対するつもりはない。しかし、それが実行される方法については極めて真剣に反論する<sup>(12)</sup>。」こうしてDHVは、職員層を含んだ緊急犠牲負課に反対し、官吏への負課を主張し続けたのであった。

この時点でDHVが何を問題視し、何を要求していたかは、DHV全国大会が如実に語ってくれる。六月二七日から二九日までの三日間、ケルンに於いてドイツ商店員全国大会 (DHV全国大会) が開かれた。大会第一日の二七日には、下部黨員、特にナチス系黨員の要求によって、一九二〇年ブラウンシュヴァイク大会で決定された以後基本原則とされてきた政党支持の中立という原則が再確認された。これは明らかに、民族保守派への傾向を強めるDHV指導部への下部の反発の表われであった。そして翌二八日、現在商店員が直面している諸問題について個別具体的な提案がなされ、採択された。この提案は大きく三つに分かれてなされた。第三提案が、執行部

の一人ゲオルク・ブロスト (G. Brost) によって行なわれた失業保険をめぐる闘いについてのものであった。このブロスト提案は、当時のDHVの失業保険問題に対する立場をはっきりと示している<sup>(13)</sup>ので、ここにその概略を示してみたい。

① 社会保険を廃して貯蓄強制を実施するという考え方には、根本的に反対する。

② 自己自身による救済、への意志の不可欠の補完物として、DHVは社会保険を支持する。

③ 社会保険に於いては、同職者の運命共同体的一体感が、実際のところ有効である。

④ 戦前の国家財政の支出形態と現在のそれを比較して、社会政策予算の激増を指摘するむきもあるが、この間の社会構造の変化に着目すればその種の議論は成り立たない。

⑤ 失業保険での「代用金庫」実施の布石として、現在疾病保険の分野で実施されている職能別疾病保険は、公的な疾病金庫と同権を認められるべきである。

⑥ 失業保険では、疾病保険に於ける職能別疾病保険をモデルにした、任意加入の職能別保険、代用金庫制度を導入すべきである。

⑦ 職員保険は独立した保険として維持されねばならない。同時に、職員の独自の立場を無視した「社会保険全体は危険共同体である」という発想には、断固反対する。

⑧ 保険の運営は、掛金出資率に応じて派遣される労使双方の代表による自治に、大幅に委ねられるべきである。即ち、一定の法的な枠内で掛け金や給付額を画定する権利が、各保険当局に与えられるべきである。議会や政府の監督権は、保険の目的にとって本質的となる基盤の形成に限られるべきである。

⑨ 雇用水準向上のために、一般的に考えられる経済政策——生産的失業扶助等——と並んで、農業振興と連動した施策を要求する。従来利用されてこなかったか、又は不十分にしか利用されなかった農地の開拓という、特別の目的を持った労働創出のための包括的措置が必要である。具体的に言えば、内地植民等を行なって、農村労働者と工業労働者の継続的雇用と入植定住を目指す<sup>(14)</sup>り方に、いかなる可能性があるのか吟味すべきである。

この中に、当時DHVが失業保険問題で要求していたことは一通り含まれていたと思われる。これに対してブリュニンク政府の対応・政策はどうだったであろう

か。赤字補填法案、一九三〇年度予算案等政府提出法案の国会審議は順調には進まなかった。七月一六日の、赤字補填法案第二条否決を受けると、ブリュニンはこれを大統領緊急命令の形で公布、七月一八日国会はこれを廃棄決議した。ブリュニンは直ちに国会を解散し、七月二六日大統領緊急命令を再び公布した。<sup>(15)</sup>結果的に、この緊急命令の中に政府の意図は十分に盛り込まれている。極言すれば、この緊急命令の諸政策をもって国民に信を問うたのが、九月一四日の総選挙であるとさえ言えよう。七月二六日の緊急命令は、DHV職員層にとつてはいかなる意味を持っていたであろうか。

緊急命令は、その最後に置かれた一九三〇年度予算を含めて十二の項目から成立していた。<sup>(16)</sup>その八番目に当たるのが失業保険改革である。十二の項目それぞれについて、DHVは意見を持ったはずであるが、ここでは失業保険問題に論点を絞って考えてみたい。失業保険に関する緊急命令の主な内容は、以下の通りである。<sup>(17)</sup>まず特徴的なのは給付の削限である。「とるに足らぬ」とされた仕事者が保険義務対象から除外されたり、十七才未満の失業者への扶助に制限が加えられたり、給付に必要な掛金の払いこみ期間が延長されたりしている。そして国庫から

失業保険への貸付金の上限は、一九三一年四月一日から予算の中で画定されること。掛金率は賃銀の一率四・五%とする。又一九三〇年度の国庫補助額は、四月の規定を変更して一億八四〇〇万RMになった。そして、ライヒ失業保険局の必要とする金額が自己資金を越え、補助金でも不十分だと判明した時、今年度に限り国庫から不足額の半分が補助金として保証される。残額は掛金引き上げ、掛金段階付け等の措置で補填すべきであるとされたのであった。

DHVの年来の主張から見て給付の一律削減は決して容認できないものであった。又、最後の部分で保険局の裁量が認められているが、これも十分とは言えない。そして何よりも、DHVの本質的主張であった、保険制度の多元化、代用金庫の実現については、その方向性すら全く見られなかった。結局緊急命令に於いても、失業保険に関するDHVの主張は全くと言っていい程、生かされなかったのである。

緊急命令発布前の国会審議に於いて、代用金庫についてのDHV系議員の注目すべき動きがある。共にDHVの代弁者であった人民党のティエルと民族保守派のランバッハが代用金庫設立に関する修正案を提出したのであ

る。しかしこれは社会民主党はもとより、中央党、バイエルン人民党といった与党の支持も得られず国会を通過することができなかった。得られたものは、お茶をにごすような決議であった。この国会決議第三三一号には、政府が一九三〇年冬の間失業保険に於ける根本的改革の可能性——代用金庫に関する国会提案第二三九号、第二五五号に基いて——を論じた覚え書きを提出するといふ内容が含まれていた。<sup>(18)</sup>確かにこの決議は社会民主党を中心とする人々の反対を押し切って、非社会主義系政党の支持で採択されたが、その後の政府の施策を見ても実効を持ったとは思えない。結局、D H Vの根本的な要求は政府に於いても、議会に於いても顧られていないのであった。

九月一四日の総選挙の争点は確かに失業保険問題だけではない。しかし一九三〇年前半期に於いて社会全体が関心を集中させたこの問題に於いて、D H V及びそこに結集した保守系商店員職員の要求は政府の施策に生かされなかった。D H V指導部と政府首脳の人的親近性にも拘らず、D H Vの声は具体化されなかったのである。選挙に於ける投票行動の背景は多面的であるが、失業保険問題を一九三〇年九月一四日のD H V商店員職員層の投

票行動の一要因として見ることは、可能であると思われる。<sup>(19)</sup>また四月一〇日のハーバーマン論文を思い起こせば、D H V指導部の政治的指示——ブリュネーニク政府及び民族保守派支持——がD H V会員の生活感覚と大きくずれていたことがわかる。かくして九月一四日、ブリュネーニク政府への不満を隠さぬD H V会員の多くは、ナチスへと流れていったのである。D H V、保守系商店員職員のブリュネーニク政府からの離反は、当時の中間層の全体的潮流の中の一例として、象徴的な意味を持っていると思われる。

註

(1) Brüning, H., Memoiren 1918-1934, Stuttgart 1970 S. 161 ff.

(2) 保守民族党創立宣言署名者だけを見ても、かなりの数の国会議員が結集している。しかしラントフォルク党 (Christlich-nationale Bauern- und Landvolkpartei) やキリスト教社会人民奉仕団 (Christlich-soziale Volksdienst) と兼ねて所属していた者も多し。Gründungsaufruf der Konservativen Volkspartei, Sg 1, 275/2, 5, Bundesarchiv Koblenz; Jonas, E., Die Volkspartei 1928-1933, Düsseldorf 1965, S. 79.

Vgl. Volkskonservative Stimmen, Nr. 30, 23. Aug. 1930.

(c) Jonas, a. a. O., S. 71 ff.

Bracher, K. D., Die Auflösung der Weimarer Republik. 5. Aufl. Villingen/Schwarzwald 1971, S. 309 ff.

(4) 保守民族党の前身「民族保守連合」(Volkskonservative Vereinigung)の組織維持経費の四〇%は、DHV及びその総ロニーが負担した。ハーベマン (M. Habermann) が負担した。

Jonas, a. a. O., S. 138, Anm. 4.

(5) 一九二〇年五月のフランクフルク大会で確立した方針。

Jones, L. E., "Between the Fronts. The German National Union of Commercial Employees from 1928 to 1933" in: Journal of Modern History 48 (1976), pp. 462 ff.

(6) ノルトラルク管区会議 (Gauvorsteher) は総選挙直前にリストナー六 (保守民族党) に投票するよう指示を出した。DHV, Gau Nordmark, Hamburg 13, den 12. September 1930, Sg 1, 275/2, Bundesarchiv Koblenz.

カール・ティエマン (K. Tiemann) との会議は、これを反発してDHVを脱会しようとした。Hamel, I., Völkischer Verband und nationale Gewerkschaft, Der

Deutschnationale Handlungsgehilfen-Verband, 1893-1933, Frankfurt a. M. 1967, S. 237, Anm. 201. 又、DHV総選挙の「ハーベマンは一九三〇年三月、DHVの地区支部に国家人民党とのつながりを断つよう指示した」。

Jones, L. E., "The Crisis of White-Collar Interest Politics: Deutschnationaler Handlungsgehilfen-Verband and Deutsche Volkspartei in the World Economic Crisis", in: Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik, hrsg. v. H. Mommsen, D. Petzina und B. Weisbrod, Düsseldorf 1974, p. 814, fn. 13.

(7) Hamel, a. a. O., S. 236.

(8) Habermann, M., Der DHV im Kampf um das Reich 1918-1933, (Jones, Between the Fronts, p. 437, fn. 56).

(9) Milatz, A., "Das Ende der Parteien im Spiegel der Wahlen 1930 bis 1933", in: Das Ende der Parteien, hrsg. v. E. Mathias und L. Morsey. Düsseldorf 1960, S. 750 ff.

「ラングは、DHV会議の票のほとんどがナチスに流れ、民族保守派に対してはほとんど反応がなかった」。

Vgl. Koocka, J., "Zur Problematik der deutschen

Angestellten 1914-1933" in: *Industrielles System*.  
a. a. O. S. 801 f.

(10) Vgl. Winckler, H. A., „Extremismus der Mitte?“, *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 20, 1972; S. 265 ff.

(11) 一九二八年、DHV会員のうち一五九一名がドイツ国内の国会から地方議会に至る各レベルの議員として活躍していたが、それを政党別に見ると、国家人民党が最多で三〇二名、二位人民党、三位国粹系諸派であった。ところが一九三一年の数字を見ると、一〇八八名中国家人民党はゼロになり、人民党も1/3に減っている。そして一位に躍り出たのがナチス二一〇名であった。

Kocka, a. a. O., S. 801.

Vgl. Speier, H., *Die Angestellten vor dem Nationalsozialismus*, Göttingen 1977, S. 143.

(12) *Deutsche Handels-Wacht*, Zeitschrift des Deutschnationalen handlungsgehilfen-Verbandes, Nr. 14, Hamburg 25. Juli 1930.

Vgl. „Vor oder hinter Hindenburg?“ *Sachsenruf*, Nr. 4, Dresden 9. Sep. 1930.

(13) Vgl. „Ausbruch“, in: *Volkskonservative Stimmen*, Nr. 1, Berlin. 1. Feb. 1930.

又、国防相ゾーナーは、別の立場から述べた「コンデンブルク与党結集への動きを」「ヒンデンブルク同盟」(Hindenburg-Bund)と名づけて努力してゐる。

ブリュネーニク内閣と職員層

Phelps, R. H., „Aus den Groener Dokumenten“ in: *Deutsche Rundschau* 76 (1950), S. 1014 f.

(14) *Tagebuch Passarges*, 22. Feb. 1930, NL. Passarge 3-51 • 52 Bundesarchiv Koblenz.

(15) Hamel, a. a. O., S. 234 f.

(16) Jonas, a. a. O., S. 86 ff.

(17) Bechly, H., „Ein Wendepunkt?“, in: *Deutsche Handels-Wacht* Nr. 18, Hamburg 25. Sep. 1930.

(18) Irwahn, F., *60 Jahre DHV*, *Deutscher Handlungsgelhilfen Verband* 1893 bis 1953, Hamburg 1953.

(19) Hamel, a. a. O., S. 238 ff.

I

(1) Habermann, M., „Reichskanzler Heinrich Brüning“, in: *Deutsche Handels-Wacht*, Nr. 7, Hamburg 10. Apr. 1930.

(2) Lambach, W., „Neue Aufgaben“ in: *Mitteilungen des Reichs-Angestelltenausschusses der Deutschen Nationalen Volkspartei* (Juni. 1928), NL Lambach 10-78, Bundesarchiv Koblenz.

(3) Thiel, O., *Die Sozialpolitik der deutschen Kaufmannsgelhilfen*, Hamburg 1926, S. 7 ff, S. 18 ff.

(4) Vgl. Timm, H., *Die deutsche Sozialpolitik und der Bruch der Großen Koalition im März 1930*,

一五三 (三三三三)

Düsseldorf 1953, S. 149 ff.

- (15) Vgl. Brost, G., „Immer noch: um die Arbeitslosenversicherung“, in: Deutsche Handels-Wacht Nr. 5 Hamburg 10. März 1930.

(16) Vgl. Speier, a. a. O., S. 145 ff.

- (17) Habermann, M., Stand und Staat. Eine Rede an die junge Mannschaft des DHV, Hamburg/Berlin/Leipzig 1931, S. 6-8, 11-12, 13-14.

(18) Reichsgesetzblatt 1924, Nr. 39, S. 563 ff.

- (19) „Sondertagungen, Deutschnationale Krankenkasse“, in: Deutsche Handels-Wacht, Nr. 13, Hamburg 15. Juli 1930.

(20) Reichsgesetzblatt 1927, Nr. 32, S. 187-218.

Reichsgesetzblatt 1929, I. S. 162 ff.

Vgl. Preller, L., Sozialpolitik in der Weimarer Republik, Düsseldorf 1978, (1. Aufl. 1949), S. 374 ff. Timm, a. a. O., S. 24 ff.

(21) 第一六三条第二項

「すべてのドイツ人には、経済的労働によって生計を立てる可能性が与えられるべきである。各人にふさわしい労働の機会が紹介され得ない限り、その人にとって不可欠な生計のために配慮がなされる。詳細は特別の法律によって定められる。」

(22) Reichsgesetzblatt 1918, Nr. 153, S. 1305-1309,

Preller, a. a. O., S. 236 ff.

Timm, a. a. O., S. 21 f.

戸原四郎「ヴァイマル体制と失業問題」基本的人権 3 東京大学出版会 一九六八年、二二三頁以下。

(13) Reichsgesetzblatt 1923, I. Nr. 98, S. 946-947.

尚 一九二四年二月三日の政令で一層の国の業務撤退 給付削減が行われた。

Reichsgesetzblatt. 1924, I. Nr. 14, S. 121-127.

(14) Preller, a. a. O., S. 363 ff.

(15) Vgl. Timm, a. a. O., S. 24.

(16) 戸原四郎著 二四五頁。

(17) Reichsgesetzblatt 1929, a. a. O.

## II

(1) Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik, hrsg.

v. K. D. Erdmann, Die Kabinette Hermann Müller

II. Boppard a. R. 1970, Dok. Nr. 432, S. 1422 ff.

Vgl. Timm, a. a. O., S. 168 f.

伊集院立「ブリュクニンク内閣の成立について」歴史学研究四二一(一九七四)二頁以下。

(2) Preller, a. a. O., S. 459 ff.

Timm, a. a. O., S. 168 f.

(3) Afa-Bund 会長 国会議員フアンホイガー (S. Aufhäuser) の国会での発言。この時 緊急扶助 (Krisen-

fürsorge) の改革をめぐって国会では討論が行なわれていた。社会民主党はより多額の国庫補助を要求したが、これに対してはその財源をどうするかと逆に問われることとなった。この時アウフホイザーは、職員保険の積立金を使用してよいと答えたのであった。

Vorwärts, 9. Feb. 1929 (Brost, G., „Noch kein Abschluss!“ in: Deutsche Handels-Wacht, Nr. 6, Hamburg 25. März 1930).

そもそも大蔵省がこうした計画を具体化していくにあたって推進者の一人が、社会民主党系次官シェンファー(Schäffer)であった。

(4) Vossische Zeitung, 22. Jan. 1930 (ebd.).

(5) 各保険の年度毎の収支勘定と、年度末段階での財政能力(単位百万RM)。下表参照

Preller, a. a. O., S.462f.

Vgl. Egger, A., Die Belastung der deutschen Wirtschaft durch die Sozialversicherung, Berlin 1932 passim.

(6) Brost, G., „Der Kampf um die Rücklagen!“ in: Deutsche Handels-Wacht Nr. 4, Hamburg 25. Feb. 1930.

DHV地方支部段階での反対活動は、熾烈を極めた。少なくとも二四一の地方組織が反対集会を行なって、声明等を発表している。又、DHVの反対行動を報じたマ

ブリュエーリンク内閣と職員層

	疾病保険 (含, 抗夫共) (济代用金庫)		災害保険		廢疾保険		職員保険		抗夫年 金保險	
	収支	財政能力	収支	財政能力	収支	財政能力	収支	財政能力	収支	財政能力
1924年	+115.2	—	+84.2	—	+ 75.7	—	+113.2	—	+69.6	—
1928年	+ 93.5	721.3	+18.4	296.8	+395.9	1277.6	+268.3	1000.6	+ 3.6	95.7
1929年	+103.1	822.9	+19.2	314.7	+304.4	1582.1	+309.7	1310.3	+30.1	176.5
1930年	+129.9	955.9	- 5.9	308.8	+ 54.6	1636.7	+323.0	1633.3	-38.3	144.2



スロミは、延べ五〇〇にのぼるといふ。数ある地方組織の中では、特にザクセン管区 (Gau) が目立った行動力を示した。

Brost, „Noch kein Abschluss!“ a. a. O.

(7) Brost, G., „Gefahr im Verzuge“, Ein Angriff auf die Angestellten=Versicherung“ in: Deutsche Handels-Wacht Nr. 3, Hamburg 10. Feb. 1930.

(8) ライト保険局職員執行委員会 (Verwaltungsrat der Reichsversicherungsanstalt) が三月五日付で発表した一九二九年業務実績によると、職員保険に於ける退職年金受領者が一〇万人を越えており、その数は確実に増えつつあると云う。

Diller, A., „Über hunderttausend Ruhegeldempfänger“ in: Deutsche Handels-Wacht Nr. 5, Hamburg 10. März 1930.

(9) GDA の「ヤンヒ (Bösche) は、将来的な給付額増大に備えるために、現有の積立金を過大に評価して他に転用することに反対を表明している。

Wirtschaftliche Selbstverwaltung, März 1929, (Brost, „Gefahr im Verzuge!“ a. a. O.).

(10) Ebenda.

又、一九二九年の社会民主党大会では、ベルリン以下一九の地区支部 (Ortsverein) が、「国会議員団は、職員保険が廃疾保険に統合されるよう努力すべきである。」

という提案を行なっている。

III

(1) Brost, G., „Der Kampf um die Rücklagen!“ in: Deutsche Handels-Wacht Nr. 4, Hamburg 25. Feb. 1930.

(2) DHVのこうした考え方の基礎にあったのは、キリスト教的ナショナルな自助精神と呼ばれているものであった。„Christlichsoziale Selbstdienst“, in: Nachrichtendienst Nr. 257, Berlin 2. Nov. 1928.

Vgl. Habermann, Stand und Staat, a. a. O., S. 20 ff.

社会保険当局が大幅な裁量権を持って自治的な運営を行なうべきである、という考えについては、Vgl. Preller, a. a. O., S. 459 ff.

(3) 民族保守派の機関紙 Volkskonservative Stimmen に、当時の職員保険積立金の資金運用、投資先が述べられている。尚、この紙面で民族保守派も、職員保険積立金のライト処理に反対している。

国及び邦の公債並びに貸付	一七・八七%
地方公共団体債務と抵当証券	一一・二八%
地方公共団体、同連合体、半官半民企業への貸付	九・二一%
担保物件、都市の土地	七・〇四%

農地	一一・八七%
工業用地	五・三五%
共用施設への投資	三六・五六%
自己土地所有	〇・八二%

„Sozialversicherung und Wohnungsbau“ in: Volkskonservative Stimmen Nr. 3, Berlin 15. Feb. 1930.

(4) Brost, „Der Kampf um die Rücklagen“ a. a. O.

(5) ブリナーニメントも同意見であった。

Brüning, a. a. O., S. 174.

(6) Timm, a. a. O., S. 169.

(7) わちかた全国農村同盟(Reichslandbund)がこれに関心を示した程度であった。

(8) Timm, a. a. O., S. 172.

(9) Akten der Reichskanzlei, Kabinett Müller II, a. a. O., Dok. 487, S. 1604.

(10) Brost, „Immer noch: um die Arbeitslosenversicherung“ a. a. O.

(11) Vgl. Hamel, a. a. O., S. 192 ff.

(12) Brost, G., „Die Arbeitgeber zur Sozialversicherung“, in: Deutsche Handels-Wacht, Nr. 7, Hamburg 10. Apr. 1930.

(13) Hartz, G., Irrwege der deutschen Sozialpolitik und der Weg zur sozialen Freiheit, Berlin 1928.  
 ヘルマン・ガーツの著、Gauvorsteher(ガウvorsteher)と  
 ブリナーニメント内閣の議案

り、その基本論理は「社会保険によって労働者の責任喪失がもたらされた」というものであった。

Vgl. Hamel, a. a. O., S. 224, Anm. 167.

#### IV

(1) Reichsgesetzblatt 1930 I, S. 145 ff.

(2) Brost, G., „Die endgültige vorläufige Regelung“, in: Deutsche Handels-Wacht, Nr. 9, Hamburg 10. Mai 1930.

(3) 一九二七年の労働仲介及び失業保険に関する法律制定時から、一元的失業保険制度に反対し、職員独自の失業保険制度を要求する声はGDAやDfHに強かった。

Speier, a. a. O., S. 142.

又、一九二八年のマンハイム事件は、その要求が表面に出たものである。この点(2)参照。

(4) Brost, „Die endgültige vorläufige Regelung“, a. a. O.

(5) Behringer, F., „Die nächste Etappe“ in: Deutsche Handels-Wacht, Nr. 10, Hamburg 25. Mai 1930.

(6) Eibenda.

(7) Behringer, F., „Wir protestieren!“ in: Deutsche Handels-Wacht, Nr. 12, Hamburg 27. Juni 1930.

(8) Vgl. Schultness' Europäischer Geschichtskalender 1930, Bd. 71, München 1931, S. 137.

- (9) Behringer, „Wir protestieren“, a. a. O.
- (10) Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik, Kabinett Brüning I, hrsg. v. K. D. Erdman Boppard a. R. 1982, Dok. Nr. 45, S. 180, Anm. 12.
- (11) 六月五日閣議決定された政府案  
Schulthess, a. a. O., S. 133.
- (12) Behringer, „Wir protestieren“, a. a. O.
- (13) „Im Streit um die deutsche Sozialversicherung“  
in: Deutsche Handels-Wacht, Nr. 13, Hamburg 15. Juli 1930.
- (14) 内地植民要求が、ブリュニングのオストヒルフェ政策と関連していたことは明らかである。しかしこの要求には、もっと古くて根強い思想がひそんでいた。一九二六年のティエルのパンフレット「ドイツ商店員の社会政策」には、失業対策の一貫として内地植民と並んで、南ロシアへの入植が述べられている。  
Thiel, a. a. O., S. 33.
- ハーバーマンが一九三一年に行なった講演でも、東方への膨張を示す生存圏思想が表明されている。共に、後のDHVのナチスへの傾斜との関連で、興味深い。  
Habermann, Stand und Staat, a. a. O., S. 32 f.
- (15) 「財政、経済、社会の危機除去のための大統領令」  
Reichsgesetzblatt 1930, I, Nr. 31, S. 311 ff.  
Vgl. Schulthess, a. a. O., S. 172-181.
- (16) ① 公的奉仕、個人によるライヒ救援（緊急犠牲）  
② 八〇〇〇RM以上の所得者に対する所得税増税  
③ 独身者に対する特別税  
④ タバコ税変更  
⑤ 飲料税  
⑥ 市民税  
⑦ 東部救済  
⑧ 失業保険改革  
⑨ 疾病保険改革  
⑩ ライヒ扶助法に関する新しい規定  
⑪ カルテル立法変更
- (17) Reichsgesetzblatt 1930, I, S. 318-321.
- (18) Behringer, F., „Notregelung in der Arbeitslosen- und Krankenversicherung,“ in: Deutsche Handels-Wacht Nr. 15, Hamburg 10. Aug. 1930.
- (19) 民族保守派の職員向け選挙ビラでは、DHVの主張に沿った要求がいくつか述べられている。しかし機関紙Volkskonservative Stimmenやその他のパンフレットの中で、この問題はほとんど触れられておらず、説得力に欠けていたと思われる。  
„Angestellte!“ Sg. 1, 275-2, Bundesarchiv Koblenz